

平成 28 年 11 月 11 日

四日市市議会

議長 川村 幸康 様

教育民生常任委員会

委員長 山口 智也

### 教育民生常任委員会行政視察報告

教育民生常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

#### 記

1. 視察日時 平成 28 年 7 月 25 日（月）～ 7 月 27 日（水）
2. 視察都市 松戸市、郡山市、小金井市
3. 参加者 山口智也 三木 隆 豊田祥司 豊田政典 樋口博己  
樋口龍馬 森 康哲 森川 慎  
(随 行) 笠井厚徳
4. 調査事項 別紙のとおり

(松戸市)

1. 市勢 市制施行 昭和 18 年 4 月 1 日  
人 口 484,835 人 (平成 28 年 4 月 1 日現在)  
面 積 61.38 平方キロメートル
2. 財政 平成 28 年度一般会計当初予算 1524 億 8000 万円  
平成 28 年度特別会計当初予算 1345 億 2690 万 4 千円  
平成 28 年度企業会計当初予算 323 億 7712 万 3 千円  
合 計 3193 億 8402 万 7 千円
3. 議会 条例定数 44  
4 常任委員会 (総務財務、健康福祉、教育環境、建設経済)  
1 特別委員会 (予算審査、決算審査、市立病院検討)
4. 視察事項 介護予防・日常生活支援総合事業の実施及び地域包括ケアシス  
テムの構築に向けた取り組みについて

(1) 視察目的

現在、全国において、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が目指されている。特に、2025 年以降、医療・介護にかかる費用が増大するとともに、生産年齢人口の減少によりサービスを提供する専門職の確保が困難となるため、平成 27 年度の介護保険制度改正で、軽度者である要支援者に対するサービスを多様な主体が実施できる介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業) が導入された。

松戸市では、平成 27 年 4 月に、要支援 1・要支援 2 の人が利用する介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護の二つのサービスについて、市が実施する新しい総合事業の訪問型サービスと通所型サービスへの移行を行った。利用者と事業者、住民主体のサービス提供者等を含め、「需給」「受益と負担」等を協議体でサービスを検討し、平成 29 年度をめどに給付の適正化と介護人材不足を解

消できるような多様なサービスの構築を目指している。

本市においても、平成 29 年 4 月 1 日に総合事業へ移行するという方針が示されており、持続可能な制度としていくために、どのような形でどのようなサービスを提供していくのか、検討することが求められる。そこで、先行して総合事業への移行を行った松戸市における取り組みについて、地域包括ケアシステムの構築という観点も含めて、本市の参考とすべく、視察を行った。

## (2) 事業の概要について

### ①社会的潮流の考え方について

A. 高齢者が増加傾向にあり、特に団塊の世代が後期高齢者に達する 2025 年がピークとなる。これに伴い、介護の需要が増加するが、一方で生産年齢人口が減少し、負担者の減少、専門家等の介護人材の不足につながることで、需給バランスが不均衡となる状態が発生する。このため、松戸市では、地域包括ケアシステムの構築に向け早期に着手した。

B. 現在、第 6 期介護保険事業計画の計画期間であり、2018 年から第 7 期の計画が開始される。他方、医療分野においても、2018 年より次期医療計画が開始されるが、同年 4 月に診療報酬と介護報酬が同時に改定されることとなっている。診療報酬から介護報酬への制度移行や、平成 27 年に閣議決定された「骨太の方針」、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策も踏まえた介護保険の制度改正が予測される。

### ②地域包括ケアシステムの構築について

#### A. 地域包括ケアシステムの構築に向けた考え方について

介護保険法第 1 条には、高齢者が「尊厳を保持」し、「自立した日常生活を営む」ことができるようにすることが、理念として掲げられており、その実現に向けた国民の努力・義務として、第 4 条に、「健康の保持増進」、「能力の維持向上」が掲げられている。

⇒対象は、利用者だけでなく、全ての人

○保険者である地方公共団体の責務（介護保険法第5条）

可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること。そのために、保健医療福祉サービスや予防、軽減、悪化の防止など、自立した日常生活の支援を包括的に推進する必要がある。

○地域、ケアマネージャー、事業者の役割（国民と、保険者の間に存在）

i) どのようなまちを創るのか、土台（意識）づくり

↓ ⇨ 規範的統合、共通認識（理解）

ii) 地域（人）づくり



iii) 安定・継続的な仕組みづくり

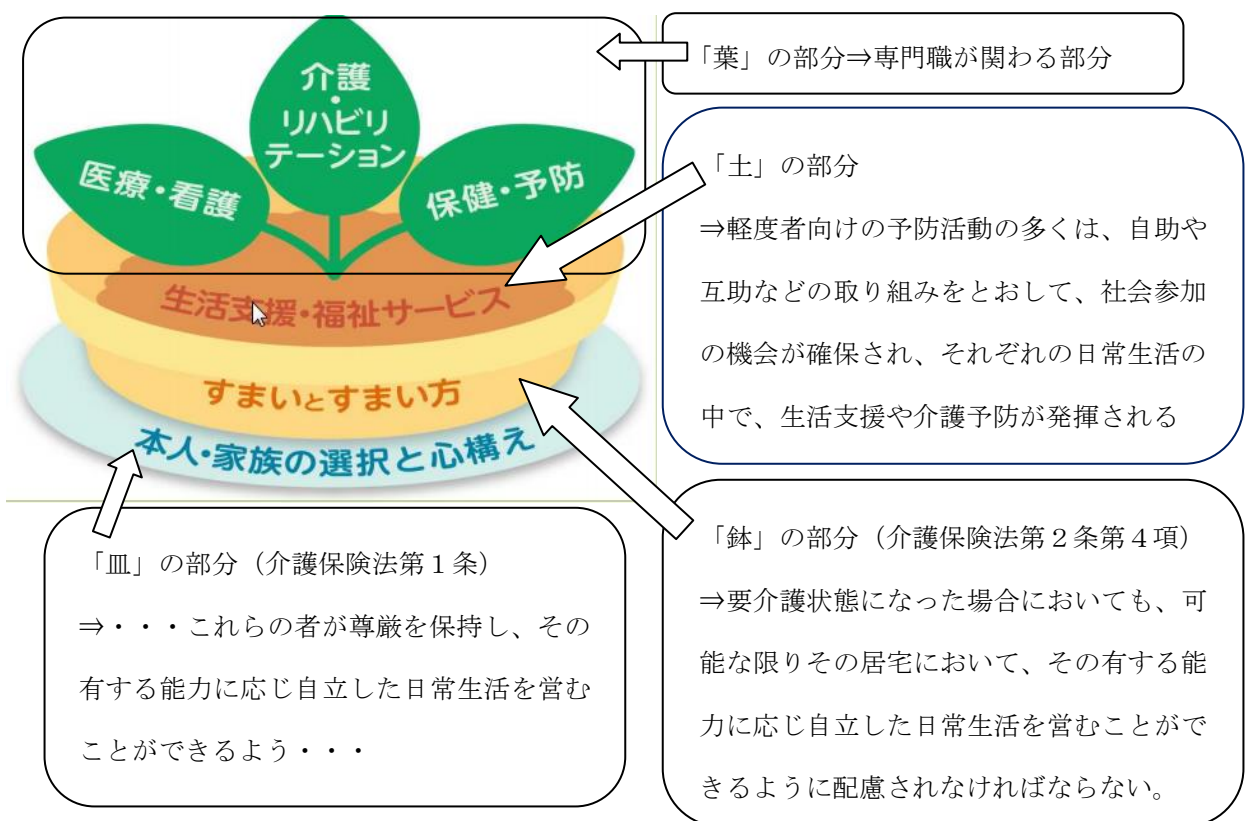
3M (Make)



\*土台となる意識、地域を醸成しながら、一時的ではない安定・継続的な仕組みづくりを目指すため、松戸市では、介護予防・日常生活支援総合事業への移行は、現行相当のみとなっている。

B. 地域包括ケアシステムの捉え方について

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条）



※図は、平成 25 年 3 月地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」より引用

松戸市では、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・日常生活サービス事業、一般介護予防事業で構成）を点で、同事業と包括的支援事業、任意事業で構成される地域支援事業を線で捉え、この上に面として、地域包括ケアシステムがあると考えている。将来的には、地域包括ケアシステムの中に、子供に関すること、障害者に関することが組み込まれるのではないかと推測しているとのことである。

### C. 新しい地域支援事業について

総合事業については、介護予防・日常生活サービス事業（訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント）のほか、市町村が自由に実施可能な一般介護予防事業（介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等）がある。高齢者が増加する中で、いかに対応するかにより、自立期間を延伸し、新たな需要を抑制することができることから、松戸市では、この2事業を同時並行で行う必要があると考えている。

また、介護予防・日常生活サービス事業については、国は類型を示しているのみで、どれをどのように実施するかは保険者の裁量となっている（ただし、国の地域支援実施要綱で縛りがある）ため、各市町村において迷いが生じている。これについては、地域特性に応じて、不足しているものを創設すればよいと考えている。

また、地域包括支援センターの運営や、在宅医療・介護連携の推進など、実施が義務付けられている包括的支援事業については、総合事業の機能強化を図るという位置づけで実施されており、介護給付適正化事業等の任意事業については、地域の実情に応じて必要な支援を行うという考えのもと、取り組みが進められている。

#### ○介護予防ケアマネジメントについて

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援するもの。高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、日常生活上の何らかの困りごとに対して、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続ける等、「心身機能」「活動」「参加」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援していくことも重要であると考えられていることから、要支援者等が必ず通過する介護予防ケアマネジメントの役割は極めて重要。

※総合事業の中の一般介護予防事業については、一般高齢者等も対象となるため、より多くの人と触れ合える当事業を要支援者等が受けられるようマネジメントすることで、生きがいや役割につながるなど、大変高い効果が期待される。

#### D. 自立支援の考え方について

##### ○ADL（日常生活動作）

日常生活を営む上で、普通に行っている行為、行動のことで、具体的には、食事や排せつ、整容、移動、入浴等の基本的な行動をさす。

要介護高齢者や障害者等が、どの程度自立的な生活が可能かを評価する指標として使われている。

○ I A D L（手段的日常生活動作）

日常生活を送る上で必要な動作のうち、ADLより複雑で高次の動作を指す。具体的には、買い物や洗濯、掃除等の家事全般や、金銭管理や服薬管理等。

⇨ この二つの要素を組み合わせながら考えることが重要。また、I C F（国際生活機能分類）によれば、「健康状態」「心身機能・構造」「活動」「参加」「環境因子」「個人因子」のそれぞれが相互に影響し合っていると考えられており、その地域の特性に応じた自立支援の在り方を議論していく必要がある。

⇨ 都会や山間地等、地域によって手法は異なると考えられる。

③介護予防・日常生活支援総合事業への移行について

A. 移行の経緯について

松戸市では、平成26年12月に平成27年4月からの総合事業への移行が決定し、大都市が、現行相当のみで100日程度で移行したことで有名である。

○現行相当で移行することとなった決定要因

- i) 猶予はあるものの事業実施が必須であり、移行の事務量は変わらないため、早期に移行し、次期計画に向けた準備をすることが有効と考えられたこと
- ii) 移行した場合の特例措置として、財源の上限枠の拡大や認定期間等の延長による経費節減が可能であったこと
- iii) 将来の保険料推計値を公開するなど、住民・事業者・関係機関と情報共有し、将来に向けて共に考えることが必要と考えたこと

○地域包括ケアシステム構築に向けた「着眼大局」の姿勢

**基本フレームの決定**の時点では「着手小局」（できるところから行う）



i) 事業対象者

- ・認定と事業の適切な振り分けを行う
- ・制度動向が不安定であるので、有効期間（2年）を設定
- ・国の示す基本チェックリストのみでは、ケアプラン作成が標準化できないため、松戸市独自のアセスメントシートを作成
- ・事業者対象者を基本チェックリストで排除するのではなく、ケアプラン上で対応する
- ・事務の簡素化（国保連を活用したマネジメント料の支払い等）

ii) 移行するサービス

- ・円滑に移行するために、現行相当をそのまま移行  
（従前の事業者が淘汰されるのを回避するため、単価は変更せず）
- ・従前の二次予防事業を通所型サービスCへ移行
- ・現行相当（みなし）事業所の制限（計画上で不足する場合は公募）

iii) 実施するサービス

- ・想定できる最小限を予算化、認定審査費用の削減、多様なサービス構築講演会等
- ・生活支援体制整備
- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・認知症施策推進事業

3 S（Simple→現行相当、Smooth→基準・単価を変更しない、Standard  
→地域と共に考える）の考え方

④地域特性の考え方

A. 地域特性の基本的な考え方

- i) 安定・継続性が重要（行政からの依頼・補助だけでは難しい）
- ii) 自助から考えるが本来の「補完性の原則」（小さいものから大きなものへ）→地域（住民）ベクトルで考えなければ、需要・供給バランスがとれない。



- iii) 制度の歪みを社会的包摂で補完できる地域社会の実現が望ましい
- iv) 公費負担は別に考える

⇒ 既存のサービス・支援を有効に活用し、行政が、住民・地域・事業者・関係者と共に考え、不足するものを創出することが重要。  
 また、住民の特性（高齢化率・所得など）が異なるため、他市町村は参考にしない。

B. 規範的統合の推進について（1）

サービスを作るのではなく、まず地域住民等が、どのような考え方をしているのかを知ることが重要

- 高齢者を支えるサービス（公募）、それに基づく意見交換会
- 地域住民・団体での勉強会
- 事業者向け勉強会・意見交換  
     通所・訪問・福祉用具事業者のネットワーク化（行政による補助）
- ケアマネージャー研修会の充実



<b>高齢者を支え合う地域づくり協議体（第1層）</b>
------------------------------

生活支援コーディネーターと協議体

- 生活支援コーディネーター（第1層）→ネットワーク化を推進するため、暫定的に市の職員としている。
  - 高齢者を支え合う地域づくり協議体（第1層）→定数40名で30名からのスタート  
市民（1号、2号、家族）、学識経験者、保健・医療（三師会）、福祉関係者（社協、シルバー人材センター、リハビリ協議会、ケアマネージャー、民生委員、健康推進委員、食生活推進委員）、サービス事業者（移送、特養。設立後、通所、訪問を追加）、警察、地域（町会、老人クラブ）、支援団体（見守り協定、NPO、介護ボランティア、オレンジ協力隊）、その他（JA、スポーツ、新規参入）、地域包括支援センター
- ※下線部分は公募委員

C. 規範的統合の推進について（2）

○元気応援キャンペーン

高齢者のサービスを提供してくれる団体等の公募。特別養護老人ホームやコンビニ、薬局等の協力を得られている。協力団体は市のホームページに掲載しているが、補助は出していない。

○通いの場の公募

6畳以上で、週1回2時間以上、実費相当で貸与可能な場所を公募。特別養護老人ホーム等のほか、個人宅からの申し出もある。

○住民主体の介護予防活動の公募

週1回、2時間以上活動（介護予防に資する活動10分含む）、5人以上、だれでも受け入れる、場所は自ら設定、継続することを条件とする。【24団体の公募→22団体を選考】

準備資金：100千円以内、運営費：50千円（2年間）の補助

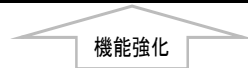
○元気応援ほけん

市内において高齢者を対象としたボランティア活動を行うことを目的に自主的に組織され、市内に主たる活動の拠点を有し、原則として5人以上で構成員の70%以上が本市に住所を有する市民で構成された団体については、保険を適用

⇒ これらの一連の活動の中で、キックオフイベント（講演会）を開催

⑤地域支援事業の具体的取り組み（平成28年7月現在の松戸市の取り組み全容）

<b>1. 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）</b> 1) 介護予防・生活支援サービス事業 ①訪問型サービス ◎従前相当 ○緩和A（平成28年3月よりモデル事業として3団体で実施） ○住民主体B（平成28年3月よりモデル事業として2団体で実施） ○短期集中予防C（平成28年10月より実施予定で検討中）※予算化済 ○移動支援D（住民主体Bに含んで実施） ②通所型サービス ◎従前相当 ●緩和A ●住民主体B } 検討中 ◎短期集中予防C（平成27年10月より実施） ③生活支援サービス ●未実施（一部任意事業で実施） ④介護予防支援事業（ケアマネジメント） ◎マニュアル等を作成 ◎介護予防手帳の作成		2) 一般介護予防事業 ①介護予防把握事業 ◎1号被保険者到達時に案内通知 ○75歳以上高齢者のみ世帯に対する調査（未回答者には民児協の協力による訪問） ②介護予防普及啓発事業 ○元気応援キャンペーン（協賛団体8団体＋通いの場12団体） ③地域介護予防活動支援事業 ◎介護支援ボランティア ○通いの場の公募（平成27年12月より12箇所） ○通所型モデル事業（平成28年3月より元気応援くらぶ22団体） ④一般介護予防事業評価事業 ○共同研究等 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業 ●未実施（セラピストとあり方を検討中）
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<b>2. 包括的支援事業</b> 1) 地域包括支援センターの運営（地域ケア会議の充実） ◎運営マニュアルを作成 ○平成29年度から市直営基幹包括、地域包括（11→15） 2) 在宅医療・介護連携推進事業 ◎一部を医師会に委託（情報提供システムの構築、地域サポート医の設置） 3) 認知症施策の推進 ◎認知症初期集中支援チームを医師会に委託 4) 生活支援サービスの体制整備 ◎高齢者を支え合う地域づくり協議体を設置 ○生活支援コーディネーターの充実（第1層の増員、第2層の配置予定）
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<b>3. 任意事業</b> 1) 介護給付費適正化事業 ◎給付費通知、縦覧点検、医療費突合、ケアプラン点検等 2) 家族介護支援事業 ◎家族介護慰労金、家族介護用品、家族介護教室、徘徊高齢者家族支援、認知症高齢者見守り 3) その他の事業 ◎成年後見、住宅改修理由書作成支援、認知症サポーター養成、シルバーハウジング生活援助員派遣、介護相談員派遣、配食サービス、高齢者緊急通報装置
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

その他：元気応援ほけん

⑥総合事業への移行による成果と問題・課題

A. 安定・継続的なサービス・支援の確保

安心して暮らし続けるためには安定・継続的な事業の質と量の確保が必要となる。しかし、人材不足・人材の高齢化により新たな人材の確保が困難である。このため、事業者（プロ）として担う部分は、ある程度中・重度に特化していく必要がある。

⇒住民・地域が自助・互助により、軽度者を担う必要性。

また、介護サービスの必要がない元気高齢者を増やすため、生きがいや役割の創出の必要性。

B. 総合事業移行による各方面の問題意識

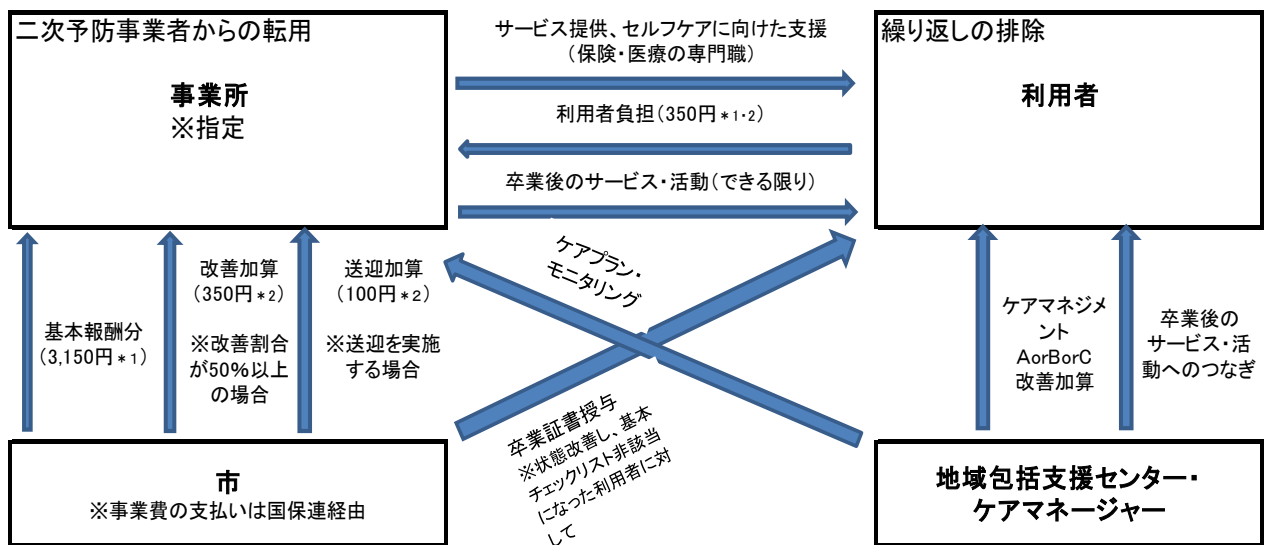
i) 住民⇒・サービスを求めれば、保険料に跳ね返る

- ・元気高齢者は負担のみで、受益が少ない  
(⇔元気高齢者が増えれば、保険料が下げられる)
- ・自助・互助の再考
- ii) ケアマネージャー⇒・自立支援の再考の必要性
  - ・中途半端なプランでは、淘汰される危険性
- iii) 事業者⇒・役割の再考 (中・重度を主に行う必要性)
  - ・淘汰の危険 (サービス全体のネットワーク化の必要性)
- iv) 行政⇒・住民ベクトルの再考の必要性
  - ・保険者機能の発揮

⑦サービスの成果と課題

A. 通所型短期集中予防サービス

状態改善の達成を目指す期限 (原則 3 カ月程度) を明確に設定したうえで、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下 (運動機能・栄養状態・口腔機能・認知機能の低下) の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供する。



\* 1: 一定以上所得者の場合は2割負担となり、利用者負担700円、基本報酬分2,800円  
\* 2: 改善加算・送迎加算の算定を受けても、利用者負担は増大しない。

注: 金額は1回当たりの金額

【限度】回数は10回/月、限度額は原則要支援1相当

## B. 訪問型元気応援サービス

平成28年3月より「緩和A」、「住民主体B」、「移動支援D」をセットでモデル的に実施しており、検証等しながら拡大していく予定。なお、団体により実施内容は異なる。

	生活支援コース(緩和A)	困りごとコース(住民主体B)
基準	介護保険法施行規則第140条の62の3第2号 ①従事者の清潔の保持・健康状態の把握、②従事者または従事者であった者の秘密保持、③事故発生時の対応、④廃止・休止の届出と便宜の提供	
対象	要支援者・事業対象者の住民	
実施方法	指定(2,000円/時)	補助(準備300千円以内、運営費50千円以上/月)
内容	生活援助(身体介護はしない)	
ケアプラン	必要(ケアマネジメントA)	原則的には必要(ケアマネジメントA or C)
具体的内容	老計10号の範囲	柔軟な対応が可能
付帯事業	—	※移動支援も実施する場合がある
単位時間	0.5時間単位で提供	実施団体により異なる
利用者負担	100円/0.5時間(1割負担の場合)	
限度額	対象	対象外
他との併用	現行相当が包括単価であることから併用不可	他との併用可能
備考	セット化を推進するために連携加算単価(100円/時)を設定	

※生活支援コースは、プロではなく、市の研修修了者が実施。そのため、単価は低い。

※双方をセット事業として行うことで費用の効率化につながる。セット化推進のために生活支援コースに連携加算単価を設定。

※移動支援Dを住民主体Bに組み込むのは、全国初の取り組み。

## C. サービス実施者の確保について

サービス実施者として認証するための研修

⇒サービスは、団体に属さなければ提供できないことから、単に市の研修だけでは、団体として責任を負えないことから、団体の実務研修を必須とした。

⇒単に市の研修だけでは、家族介護のために終わる(家族介護教室は別途実施)

サービス実施者として、高齢者の積極的な活用

⇒活躍する場と機会を与えることで、介護予防、社会参加につながる。

認証者数：168名（平成28年7月現在）

⑧今後の展望について

現在、社会保障審議会介護保険部会において、次期介護保険制度改正に向けた議論がなされており、これらの動向を注視し、地域住民にも情報発信しながら施策の充実を図る必要がある。

この先、人材面では介護人材不足、高齢者の増加が、財源面では、負担者は減少するものの対象者の増加が見込まれており、どのように対応するかが課題となる。地域が目線を大切に、規範的統合を推進し、地域特性に応じて必要な（不足する）サービス・支援を創設するということが、今後も求められる。

(3) 委員からの意見

Q. 規範的統合の推進において、地域住民等への説明や情報公開はどのような単位、方法で進められたのか。

A. 計画策定後、地域包括支援センターの圏域全てを回って説明を行い、その後は、基本的にどのような団体、規模でも希望があれば説明に応じ、質疑に答えていた。その際、行政から住民主体の活動を依頼するのではなく、まずその段階の地域住民による活動、取り組みを聴取し、それを元気応援ほけんや元気応援キャンペーン等の施策に反映させるという手法をとった。

Q. どのような内容の説明を行ったのか。

A. 地域住民にとって興味があるのは、保険料について、数年後に自分たちがサービスを受給できるのかどうかという部分であるため、全体的な説明をまず行い、必要に応じて再度説明に伺った。その中で事業者が軽度を担うことが難しくなるため、どのようにすればよいと思うかといった投げかけも行った。

Q. 事業者にとって多様なサービスへの参画は、職員の処遇悪化につながるとのことだが、軽度者の支援を主に行っている事業者もおり、事業者の収入減につながる側面もあると考える。この点について、事業者とはどのように協議したのか。

A. 単価の高い中・重度については専門性が高いため、事業者はそこを担わざるをえない。専門職の人材確保が困難であるとの側面もあるが、事業者間のネットワークを構築する中で、将来を見据えた人材確保・育成の新たな方策を検討してほしい。事業者にとっての強みである専門性を最大限生かせる方法を共に検討していこうと伝えている。具体的には、中・重度に特化すれば単価の向上につながる可能性もあり、事業者間で業務の質と量のコントロールをすべきであるといった議論を行っている。

Q. 将来的には、障害者や児童についても地域包括ケアシステムの中に組み込まれると予想しているとのことだが、松戸市ではいつ頃からを想定しているか。

A. 地域包括支援センターの窓口が全てを集約することになると考えているが、今後5年ほどは他部門と歩調を合わせることは困難である。介護保険の範囲で一定の形ができた段階で統合しなければ、混乱が予測される。しかし、地域包括ケアシステムの推進に当たり、世田谷区のように行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターの一体整備の先進事例もあり、その部分から統合していく必要性を感じている。

Q. 住民地域による継続的なサービスを担保するための支援についてはどのように考えているか。

A. 訪問型の緩和サービスAについては、現在3事業者でモデル的に実施しており、その中で問題・課題を整理した後、一般公募を行うことを考えている。住民主体の介護予防活動については、2年間の期限付きで行政の支援のもとに22団体が活動を始めており、今後は、これらの団体が、新たな活動者の支援を行うことを期待している。この活動は、通所型の住民主体サービスBに向けた慣らしとなるとも考えている。

Q. 地域住民主体の事業については、なるべく最初はハードルを下げ、そこから徐々にレベルアップをしていくという想定をしているのか。

A. 活動について、徐々に上を目指すという心理は働くと考える。地域住民等のネットワーク内において情報交換を行うなど、行政主導ではなく、地域住民主導でよりよい手法を検討することが重要と考える。

Q. 元気応援ほけんの予算はどの程度か。

A. 65歳以上を対象としており、年間100万円はかかっていない。

#### (4) 所感

松戸市においては、当初、平成29年4月の総合事業への移行を目指していたが、早期に移行し、次期計画に向けた準備をすることが有効と考えられたこと、住民・事業者・関係機関と情報共有し、将来に向けて共に考えることが必要と考えられたこと等の理由により、平成26年12月の決定に基づき、平成27年4月より現行相当サービスのみで移行を行った。

視察においては、考え方のもととなる社会的潮流の部分から丁寧に説明いただいたが、その中で、新たな介護人材の確保が困難であることから、事業者として担う部分は中・重度に特化し、軽度者は住民・地域の自助・互助により担っていくという方向性、及び安定・継続的なサービスの実現には、サービスは自助を補完するものとの原則に基づき、住民・地域・事業者等関係者が地域で不足するものを創出すべきであるとの考え方は終始一貫していた。特に、「規範的統合の推進」として、地域住民や事業者、ケアマネージャー等それぞれの主体の問題意識を共有するため、地域住民・団体での勉強会の開催や、異なる事業者間でのネットワーク化を図る等の取り組みが積極的に行われており、行政が主導して取り組みを行うのではなく、一歩退いて安定・継続的なサービスの実現に向け、住民・地域・事業者等と一緒に考えていくとのスタンスが強調されていたことが印象深い。

本市においては、平成29年4月に総合事業へ移行するとの方向性が示されており、今後も移行に向けて様々な調整が行われることとなるが、持続可能なサービスとなるよう先を見据えた制度設計が行政には求められるといった声もある。総合事業への移行により、これまで以上に地域住民の役割が重要となる。松戸市のように、地域住民や事業者等が問題意識を共有し、地域にどのようなサービスが必要であるのか主体的に検討することが、安定・継続的な制度設計につながると考える。行政においては、各主体への積極的な意識啓発に努めるとともに、5年先、10年先も見据えた持続的な制度となるよう取り組まれることを求め、視察報告とする。



(郡山市)

1. 市勢            市制施行 大正 13 年 9 月 1 日  
                    人     口   335,657 人 (平成 28 年 4 月 1 日現在)  
                    面     積   757.20 平方キロメートル
  
2. 財政            平成 28 年度一般会計当初予算 1346 億 9000 万円  
                    平成 28 年度特別会計当初予算 1001 億 1333 万 9 千円  
                    合     計                            2348 億 333 万 9 千円
  
3. 議会            条例定数 38  
                    4 常任委員会 (総務財政、建設水道、環境経済、文教福祉)
  
4. 視察事項 地域を生かした教育環境パワーアップ事業について

(1) 視察目的

郡山市では、平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間、市内 3 地区をモデル地区として、「学校支援地域づくり事業」を推進し、地域コーディネーターが地区内の各小・中学校と連絡調整を図り、それぞれの学校のニーズに応じたボランティアをコーディネートし、様々な学校支援を行ってきた。平成 25 年度からは、当事業と従前から推進してきた「特色ある学校づくり推進事業」を統合し、新たに「地域を生かした教育環境パワーアップ事業」を立ち上げ、全市的に、学校内外での諸活動に地域や民間の人材を活用し、地域の教育力向上や生きがいづくり、地域コミュニティの充実等を図っている。

本市においては、第 3 次四日市市学校教育ビジョンにおいて、「地域とともにある学校づくり」を掲げ、「四日市版コミュニティスクール」の拡充の取り組みを進めており、小中合わせて現在 27 校となっている。しかし、保護者、地域が主体的に学校づくりに参画を行っているものの、市政アンケートによれば、家庭・地域との協働の推進について、満足していると答えた市民はまだ少ない状況である。このため、郡山市における取り組みが、本市の「地域とともにある学校づくり」の参考となるのではと考え、視察を行った。

## (2) 事業の概要について

### ①事業開始の経緯について

#### A. 特色ある学校づくり推進事業（平成 11 年度～）

総合的な学習の時間など、授業における外部人材の活用などを通して特色ある学校づくりをめざす。（市内全小・中学校で実施）

【成果】・学力の向上（体験学習の充実、専門的知識・技能の体得）

- ・地域教材、人材活用等による郷土愛の育成
- ・開かれた学校づくりの推進

【課題】・地域人材の発掘と継続的・計画的な確保

#### B. 学校支援地域づくり事業（平成 21 年度～）

地域コーディネーターを介して、各学校のニーズにあったボランティアを派遣し、学校と地域の互惠関係に基づいた教育力の向上を図る。

※モデル地区（西田・三穂田・御館）において実施

※文部科学大臣表彰受賞（H24 西田地区、H25 御館地区、H26 三穂田地区）

【成果】・学習環境の整備 ・地域との交流による豊かな心の育成

- ・登下校の安全確保
- ・地域人材の発掘と生きがいづくり

【課題】・土曜日等の休日や長期休業日における学習支援への対応

- ・地域コーディネーターの安定的な確保

⇒A、Bの事業を平成 25 年度に統合

<背景> i) 法令等改正への対応

- ・教育基本法の改正（H18）学校、家庭、地域の連携
- ・学習指導要領（H20）体験活動等学ぶ内容の充実
- ※H28 改訂答申 アクティブ・ラーニングの充実

ii) 新しい時代への対応

- ・震災の復興への取り組みと地域（コミュニティ）の再生・活性化
- ・産学官連携等の推進（産総研、大学の活用）
- ・市民の教育参加の推進 郡山市内 4 大学学生ボランティア協定

- <メリット>・地域人材による地域主体の持続的・計画的な学校支援の拡充
- ・学ぶ内容・機会の充実  
(多様なカリキュラムへの人材の積極的な活用・放課後や休日等の学習活動の支援)
  - ・学校における事務の軽減

⇒地域・民間との連携により教育環境日本一を目指す「地域を生かした教育環境パワーアップ事業」を平成25年度に開始。

## ②地域を生かした教育環境パワーアップ事業の概要

### A. 趣旨

学校内の教育活動はもとより、土曜日等の休日や長期休業日の学校外における諸活動に、地域や民間の方々から積極的に支援・協力を得ることにより、子供たちの学びの環境の充実を図るとともに、学校と地域の互惠関係を生み出し、地域の教育力の向上や地域の方々の生きがいがづくり、地域コミュニティの充実等を図る。

### B. 事業内容

子供たちの教育環境の充実を図るために、中学校区を1つの単位として、地域をよく知る地域コーディネーターを配置する（中学校区への配置だけでは間に合わない場合、小学校区に配置する例もある。）。校区の小・中学校は、コーディネーターを通して豊かな経験、優れた知識・技能を持った地域の方々（市内在住の方）より学校の教育活動や学校外の諸活動に積極的に支援・協力を得ることにより活動の充実を図る。

#### (i) 教育環境パワーアップ

【学校外】土曜日等の休日や長期休業日、放課後の学習支援や体験活動支援  
(郡山版土曜寺子屋等)

○実施単位 各小・中学校

○活用内容 土曜日等の休日や長期休業日、放課後に行う学習支援

を原則とするが、体験活動を実施する場合は、ものづくりなどの体験活動とし、狙いを明確にして実施する。

- 予算 報償費上限は1校当たり30,000円とし、計画は事業実施校で作成。

費目	支給内容等
報償費	学習支援者への謝礼 単価：1時間当たり1,000円
旅費	支給あり※市職員旅費規程による（公共交通機関利用のみ支給）
消耗品費	1,200円（事業実施校に予算を配当）
食糧費	支給なし
役務費（郵券代）	連絡用の郵券代

- 活用例 地域の公共施設や学校を会場に指導者が学習支援を実施

【学 校】学校の教育課程に基づいた学習支援

- 実施単位 各小・中学校
- 活用内容 学習支援 体験活動支援 学校図書館支援 特別支援教育支援 環境整備支援 登下校安全確保支援 学校行事支援 等
- 講師区分 授業の主たる指導者となって学習支援をするティーチャー型と、ボランティアで支援するサポーター型によって謝礼等の支給対象が異なる。
- 予算 各小・中学校に配当  
1校当たり150,000円の予算内で各学校が事業計画を作成する。

	授業の主たる指導者（ティーチャー型）	ボランティア（サポーター型）
講師区分	①中学校技術科の木材加工の授業に、地域の大工を講師活用 ②中学校音楽家の和楽器の授業に、琴の先生を講師活用 ③特設クラブ・部活動の講師招へ	①授業中における特別な支援を必要とする児童生徒への個別の支援 ②郊外活動における安全確保のための付き添い ③図書館整備や読み聞かせ

	いについては、1時間単位の活用とし、累計6時間まで認める。 ※授業を中心として地域人材等の活用を図ることを基本としているため、特設クラブ・部活動への講師招へいについては、一定の目安のもとで運用することとする。	④部活動において、顧問のサポーターとしての支援 ⑤花壇の整備や樹木の剪定 ⑥児童生徒の登下校時間に合わせた安全確保の見守り支援 ⑦学校行事支援
謝礼	市内学識経験者 1時間当たり 4,500 円*	支給なし
旅費	支給あり※市職員旅費規程による(公共交通機関利用のみ支給)	支給なし
食糧費 (給食費)	・児童生徒と一緒に食べる給食費を支給※茶菓子・飲料等は対象外	・児童生徒と一緒に食べる給食費を支給※茶菓子・飲料等は対象外
消耗品費	授業に必要な消耗品	交流に必要な消耗品
役務費 (郵券代)	連絡用の郵券代	連絡用の郵券代

\*講師謝礼の1時間当たり単価は、学識経験者(県内市外)5,300円、大学教授級(県内)7,800円

## (ii) 地域コーディネーター

○活動内容 学校を訪問するなどして、学校が必要とする支援について要望を集約し、その要望に合致した地域の人材を探し、学校に派遣する。

⇒地域人材の確保につき、学校は一切タッチしない。

○設置 中学校区を単位として設置することを原則とするが、学校の実情に合わせ複数名、小学校での設置も可能とする。

○候補者 公民館からの情報、すでに学校の教育活動に関わっている方の中から選考する等

・すでにボランティアとして学校を支援している人

- ・ P T A ・ 同窓会 ・ 地区団体等の役員経験者
- ・ 地域在住の教員経験者や市職員経験者
- ・ P T A 役員 等

○予算

費目	支給内容等
報償費	1 時間当たり 1,000 円 学校の実情に合わせコーディネーター活動回数で積算する。 例) 小学校 月 1 回 × 1 時間 × 10 回 = 10,000 円 中学校 月 2 回 × 2 時間 × 5 回 = 20,000 円 計 30,000 円
旅費	支給あり ※市職員旅費規程による

○地域コーディネーター研修会

●市教育委員会主催の研修会

コーディネーターの役割について確認するとともに各地区における学校を支援する地域づくりについて情報交換を行い、事業の推進を図る。(地域コーディネーターの均一化)

- ・ 実施回数 年間 1 回
- ・ 参加者 地域コーディネーター及び地域コーディネーター設置校の教頭

●県教育委員会主催の地域コーディネーター養成研修会

コーディネーターが参加する場合の日当 (一人 1 回) 1,300 円  
参加費 : 無料 平成 28 年度開催地 : 未定

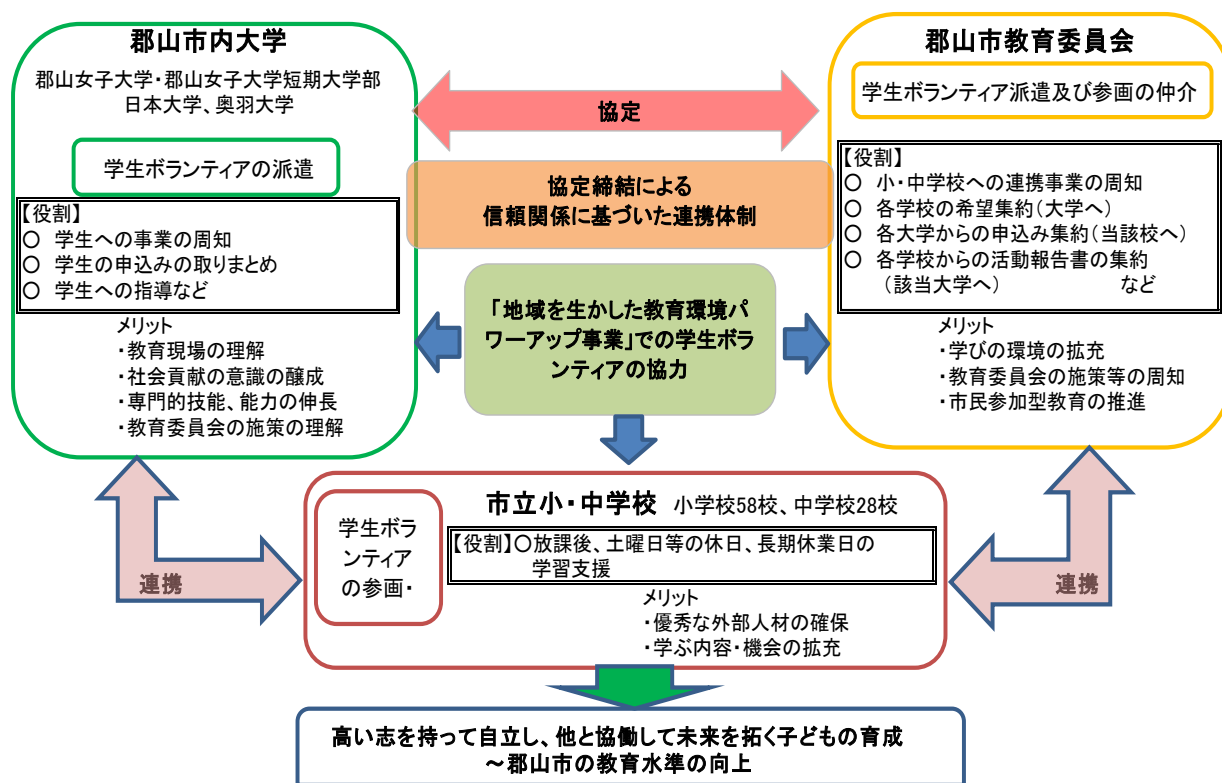
(iii) 外部人材の確保について

→学校内外の教育環境の充実を図るための教育資源

- 地域の専門的技能者、大学生、「寺子屋郡山」の講師、教員経験者、退職校長会等
- 郡山市教育委員会と市内 4 大学との協定により、郡山市立小・中学校に各学校の要望に応じて大学生を派遣する

※郡山市内大学との協定に基づく連携事業

～学生ボランティアによる児童生徒の学習支援等への参画～



→郡山市内の大学と郡山市教育委員会が協定を結び、それに基づいて市立小・中学校へ学生ボランティアを派遣し、学生が児童生徒の学習支援等へ参画することにより、児童生徒の学びの環境の充実を図るとともに、大学と学校及び教育委員会の互惠関係を深める。

B. 成果及び課題、今後の展望

i) これまでの取り組みによる成果

- ・「学校の教育環境パワーアップ」では、各学校の計画により、年間を通じて、専門的な知識や技能を有する地域住民等の民間の方々と教員との共同授業を通して、日常の授業の一層の充実を図った。その結果、児童生徒の学習内容の理解の深まりと学習意欲の向上が図られた。
- ・「学校外の教育環境パワーアップ」では、夏季・冬季休業中に、地域住民や大学生等の協力を得て、公民館等の公共施設で、希望者への学習支援や体験活動支援を行い、参加児童生徒数は 6,879 名にのぼ

った。その結果、多くの児童生徒が学ぶ喜びを味わい、学習意欲が向上した。また、講師等支援者数も増加した。

ii) 課題や今後の展望

- ・ 学校外の児童生徒の支援では、長期休業中のみならず、放課後や土曜日等の休日にも、学習支援や体験活動支援が実施できるようにするために、市内の大学と協定を締結するなど、学校を支援する人材確保に努めている。
- ・ 今後、教育課程内外を問わず、学校支援の一層の充実を図り、学校と地域の互惠関係を生み出し、地域の教育力の向上や地域住民の生きがいをづくりにつなげる。

(3) 委員からの意見

Q. 地域コーディネーターの配置について確認したい。また、研修について、市教育委員会と県教育委員会の主催のすみわけはどのようなものか。

A. 2事業を統合する際、事業の進めやすさを考慮し、各中学校区に1人の配置としたが、これに限定するものではない。また、研修については、県主催のものは、これから地域コーディネーターを務める者がその役割を理解するための初歩的なものであるが、市主催のものについては、これまでの実践事例を通じ、今後当事業をどのように進めていくべきか検証するという内容となる。

Q. 地域コーディネーターについては特段の資格はなく、学校で選定を行い、予算の範囲内で事業を行うということか。

A. 地域コーディネーターの資格は不要である。学校側で選定した地域コーディネーターに、学校としての事業の希望を伝え、コーディネーターが適当な人材を探して事業に当たるという流れとなる。

(意見) 本市でも外部講師の活用、登下校時の見守りは行われているが、地域住民の自主的な奉仕活動の域を出ず、全市的にシステム化しているという事例は参考になると考える。

Q. 当事業の事業費について、国庫補助の比率はどのようなものか。

A. 当事業は、本来、文部科学省の学校支援地域本部事業において、3分の



1の補助率により行えるものであるが、福島県においては、5年間は、東日本大震災復興特別会計の中で10分の10の補助率で行うことができる。

Q. 市内4大学との協定について、大学側のメリットはどのようなものか。

また、大学に対しての予算の支出等はあるのか。

A. 参加する大学生は、教育学部に限ったものではなく、専攻にかかわらず学生に参加してもらうことを主眼に置いている。また、学生のボランティア活動に対する旅費等が支払われるのみで、大学側への市からの支出はない。

Q. 当事業の成果について、学習意欲の向上等の定量的なデータはあるのか。

A. 当事業を行うことにより、学力向上にどの程度貢献しているか、相関関係を把握することはできないと考えている。定量的には、各中学校区で何名の地域コーディネーター、ボランティアが参画し、どのような内容の活動ができ、結果として何名の参加があったのかという部分を重視している。

Q. 地域コーディネーターの任期はあるのか。また、地域コーディネーターの個々の能力について課題はないか。

A. 任期についての定めはなく、地域と学校で事業を行うというスキームとなっているため、地域コーディネーターの変更につき、教育委員会から基本的に指導等を行っていない。地域コーディネーター間の力量差について、事業開始当初は大きく、学校側が協力する、市主催の研修の実施回数を多くするなど、大変苦勞した。近年についてはそれほど差はなくなっているが、当事業においては地域コーディネーターの意識、考え方が大きな要素を占めていると考えている。

Q. 地域において、地域の目指す方向性と地域コーディネーターの認識にずれがあるため、コーディネーターが交替した事例はないか。

A. そのような理由で地域コーディネーターが交替した事例はないと認識している。1名の配置では不足するため、複数配置とした事例はある。

Q. 各学校区の地域コーディネーターについて、複数配置している背景はどのようなものか。

A. 原則として各中学校区に1名であり、中学校区が広いために複数配置するというものではない。複数配置を行っている学校区については、事業に

積極的に取り組んでいるために、1名では不足するといった理由が多い。

Q. 市内小中学生約 26,000 人に対し、学校外の学習会及び体験活動への参加者 6,879 名（平成 27 年度）という数字は、想定通りか。

A. 平成 26 年度の参加者数は 3,568 名であり、かなりの拡大が見られる。学校、ボランティアも当事業に慣れ、子供たちの学習意欲も向上していると考えている。

Q. 当事業について、今後の検証の予定はあるか。

A. 今後、復興創生期間が終了し、国庫補助が従来の 3 分の 1 の補助率に切り替わるため、その段階で評価することになると考える。実際には平成 27 年度に一部検証しており、学校側から使いつらいとの声があった部分について見直しを行った。

Q. 今後、国庫補助が減額となっても、当事業の拡充を図るのか。

A. 市としては、継続して実施する方向で考えている。

Q. 安定、継続的な人材確保が課題と考えるが、参加されたボランティアの方を通じた制度の広報や、ボランティアへの研修等は実施しているか。

A. 基本的には行っておらず、地域コーディネーターが、学校のニーズに応じてボランティアを探すということが大前提となり、特段全市的な広報等は行っていない。他方、市内大学と提携したのは、事業の主眼の一つである学力向上に向けた自学自習を行う際、学生の力を借りることが効果的と考えたためである。地域人材の安定的な確保は事業の一つの鍵ではあるが、郡山市では、平成 11 年度より外部人材の活用を進めており、地域人材について学校間での情報共有ができていたことから、当事業においてボランティアの確保に係る苦労はそれほどないと感じている。

Q. 地道な積み重ねが重要であると感じる。事業統合の背景に、震災復興の観点があるが、当事業を通じてどのように地域が再生したのか。

A. 東日本大震災により、平成 24 年度の小学校の生徒数は、前年度比で 6,000 人ほど減少した。他方、原発事故からの避難のため、他のコミュニティから移り住んだ方も多くいる。様々なコミュニティの児童が同じ学校に通うことになるため、当事業を通じて、そのコミュニティの郷土文化等を学び、愛着を深める等の意識醸成はできたと感じている。また、大人は、学校に

入ることは難しい時代となっていたが、地域コーディネーターやボランティアとして参画することにより、地域内の児童生徒に対する見守り意識等が醸成されてきたと感じる。地域と学校の間にある垣根を下げるという意味では、当事業は非常に有益であると考えている。

#### (4) 所感

本市においては、平成 18 年度以降、徐々に「四日市版コミュニティスクール」の拡充の取り組みを進めており、平成 28 年度現在、小中合わせて全 27 校にまで拡充している。「学校づくり協力者会議」をより発展させた組織として位置づけ、「地域に開かれた学校」から、保護者・地域が学校づくりに主体的に参画する「地域とともにある学校」への発展を目指している。しかし、家庭や地域との協働の推進についての満足度は、年々向上しているものの、決して高い数値とは言えず、さらなる取り組みが必要である。

郡山市では、国の学校支援地域本部事業の枠組みの中で、平成 25 年度より地域を生かした教育環境パワーアップ事業を開始しているが、平成 11 年度よりすでに外部人材の活用による特色ある学校づくりを進めており、地道な積み重ねにより人材の確保にはそれほど苦勞しておらず、学校側も地域人材の活用についての抵抗感はないとのことである。また、当事業において特徴的なのは、学校側は、地域コーディネーターに必要とする支援を伝えるものの、後は地域コーディネーターの自主性に任せられているという点である。また、教育委員会もコーディネーターの任期や資格を特段も受けていないなど、地域と学校の信頼関係に基づき、あくまで地域が主体となって事業が行われているとの印象を受けた。これがかえって地域と学校の間を垣根を低くし、地域内の児童生徒に対する見守り意識等の醸成につながっており、さらには東日本大震災で被害を受けたコミュニティの再生に寄与しているとの実感もあるとのことである。

本市でも、「地域とともにある学校」への発展を目指すにあたり、保護者・地域が積極的に学校づくりに参加するにはどのようにすればよいのか、引き続き検討していく必要がある。地域の自主性を尊重して教育環境や地域コミュニティ力の向上を図る郡山市の取り組みも一つの参考として、今後の議論に臨みたいと考える。

(小金井市)

1. 市勢            市制施行 昭和 33 年 4 月 1 日  
                    人     口 118,346 人 (平成 28 年 4 月 1 日現在)  
                    面     積 11.30 平方キロメートル
2. 財政            平成 28 年度一般会計当初予算        402 億 400 万円  
                    平成 28 年度特別会計当初予算        242 億 2257 万 6 千円  
                    合     計                                    644 億 2657 万 6 千円
3. 議会            条例定数 24  
                    3 常任委員会 (総務企画、厚生文教、建設環境)  
                    3 特別委員会 (予算、決算、行財政改革調査)

4. 視察事項 児童発達支援センター「きらり」について

(1) 視察目的

小金井市では、発達障害や知的障害、身体障害のある未就学の児童の自立を支援する市立幼児通所訓練施設「ピノキオ幼稚園」を改組し、平成 25 年 10 月に児童発達支援センター「きらり」を開設、18 歳未満の発達障害児を持つ親の相談事業等を行っている。また、当施設は、移転後の市立「けやき保育園」と同一の建物内に併設されている。

施設の運営は、社会福祉法人雲柱社が行っており、18 歳未満の児童及びその保護者を対象とした相談支援事業、18 歳未満の児童を対象とした保育所等訪問支援事業、小学校 1 年生からおおむね 6 年生までの児童を対象とした放課後等デイサービス事業等の各種事業を行っている。

四日市市では、児童発達支援センターあけぼの学園について、老朽化や利用者増によるスペース不足等の理由から移転整備が進められている。より児童発達支援センターとしての機能が充実するよう検討を進めることが必要であることから、小金井市における取り組みを参考とすべく、視察を行うこととした。

## (2) 「きらり」設立に至る経緯について

小金井市では、市立幼児通所訓練施設「ピノキオ幼稚園」を市立「けやき保育園」と隣接する形で運営してきたが、施設の老朽化、障害児施策に対する市民ニーズの高まりを背景に、施設の見直しを行い、JR東小金井駅北口の土地区画整理事業に合わせて、保育園とともに現在地へ移転改築することとなった。これに当たり、保育サービスの拡充及び発達支援事業の充実を基本に、両園の保護者、職員を中心とした新園舎建設検討委員会を設置し、平成22年度に新園舎の基本設計を、平成23年度に新園舎の実設計を作成した。

事業内容については、平成23年9月に庁内関係課によるプロジェクトチームを立ち上げ、全30回の検討を行った。また、市民と直接意見交換ができる発達支援意見交換会を平成23年11月より18回にわたり開催した。これらの議論の結果として、「小金井市児童発達支援センター事業詳細計画」が策定され、「きらり」の事業の根幹となっている。

## (3) 「きらり」の運営について

社会福祉法人「雲柱社」に業務を委託（公募型プロポーザル方式により選考）している。

また、平成26年4月より、指定管理者として施設の管理も行っている。

## (4) 「きらり」の事業内容について

### ①相談支援事業（18歳未満の児童及びその保護者が対象）

#### A. 事業概要

○一般相談→児童の相談だけでなく、保護者自身の悩み、家族支援等も含めた相談を行う。

○専門相談→一般相談において専門的な相談が必要と判断された児童の専門的な相談（言語、身体、心理及び発達等に係る相談）を実施する。

- ・発達相談（心理士）
- ・OT相談（作業療法士）
- ・ST相談（言語聴覚士）
- ・PT相談（理学療法士）

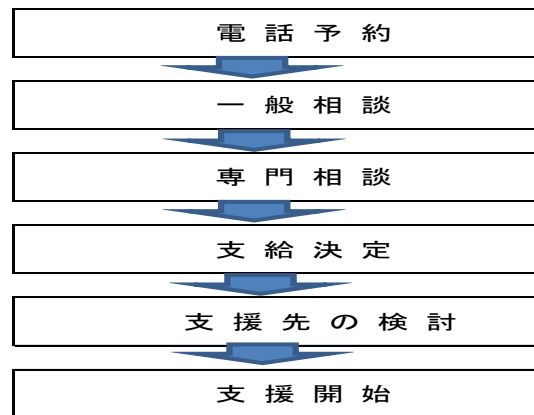
⇒各専門分野から児童の発達について、評価、相談を行う。

・計画相談（相談支援専門員）

⇒「受給者証」が必要なサービスを利用する際に必要となる手続き。「児童支援利用計画」を作成。

## B. 事業の流れ

相談支援事業のフローチャート



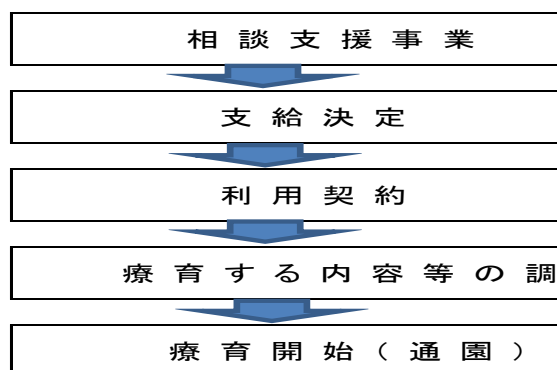
## ②児童発達支援事業（2歳から就学前までの児童が対象）

### A. 事業概要

児童支援利用計画及び個別支援計画に基づき、市が入園を決定した心身の発達において特別な配慮が必要な幼児に対して、個別及び集団による日常生活に必要な機能訓練や生活指導を実施する（定員：21人）。事業内容については、ピノキオ幼稚園で実施していたものを原則継承している。

### B. 事業の流れ

児童発達支援事業のフローチャート



### ③放課後等デイサービス事業（おおむね小学校6年生までの児童が対象）

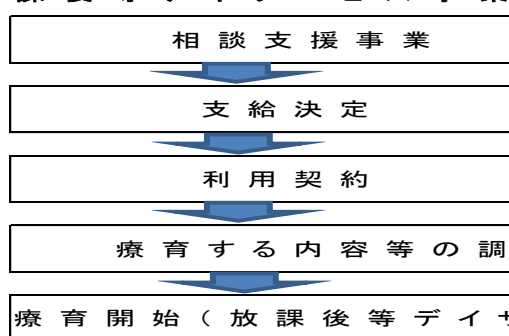
#### A. 事業概要（定員：10人）

小学校在学中の支援の必要な児童に対して、放課後等の時間を利用した生活能力向上のための療育訓練を実施する。また、その児童の自立を促進するために、放課後等の居場所づくりのための場を提供する。

主に1階ホールを使用し、グループによる療育をメインに行っている。

#### B. 事業の流れ

##### 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス 事 業 の フ ロ ー

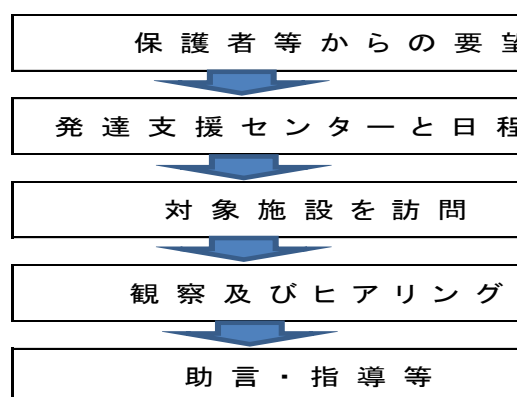


### ④保育所等訪問支援事業（18歳未満の児童が対象）

#### A. 事業概要

集団生活における児童の特徴について、保護者等からの要望に応じて発達支援センターの専門職員が要望された施設へ行き、対象児童の集団生活での状況を確認し、担任の先生等も交えて指導・助言等を行い、集団生活に適応できるようにする。

##### 保 育 所 等 訪 問 支 援 事 業 の フ ロ ー チ ャ ー ト



## ⑤外来訓練事業（2歳以上の就学前児童が対象）

### A. 事業概要

通常通園（児童発達支援事業）に通っていないが、保育施設及び幼稚園に籍を置く心身の発達において特別な配慮が必要と思われる幼児を対象に、相談部門（専門相談及び巡回指導）の見立て（児童支援利用計画等）に基づき、専門的な訓練を必要とする幼児に対して、必要な訓練を提供する（おおむね1時間程度）。

### B. 事業の流れ

市に利用申請があった場合、幼児の名前、さくらシート（支援シート）の有無の確認、訓練を希望する日時の確認等を行い、調整した日時に発達支援センターにおいて幼児にあった訓練を行う。実施する専門訓練は、言語聴覚療法（ST）、作業療法（OT）、理学療法（PT）、心理療法である。

## ⑥親子通園事業（未就園の幼児とその保護者が対象）

### A. 事業概要（定員：5組程度）

心身の発達に特別な配慮が必要な幼児及びその保護者等に対して、相談支援事業の見立てに基づいて、小グループに分け、プログラム（遊び）を通して、幼児の状況、集団での状態を観察すると同時に、保護者等に対して幼児との関わり方、遊び方等を知ってもらう。

### B. 事業の流れ

市に利用申請があった場合、幼児の名前、さくらシートの有無の確認、希望される日時の確認等を行い、調整した日時に対象幼児と共に保護者等に発達支援センターへ来ていただき、集団での活動を行う。

## ⑦巡回指導（巡回相談）

### A. 事業概要

保育施設等の職員からの要望に応じて専門職員が対象施設へ訪問し、今後の対応等について指導・助言する。



## B. 事業の流れ

保育施設等の職員からの要望に応じて、事前に日時、場所、対象児童の状況、指導・助言を希望する事項等について調整後、専門職員が訪問する。

対象施設では、対象児童の集団での状況、友達との関係、職員の気になること等を観察し、担任の先生等のヒアリングを行った上で、指導・助言等を行う。

⇒平成 27 年度より、市内 9 カ所の学童保育所へ巡回を開始している。

その他の施設については、現在関係機関と調整中。

### (5) 各事業の成果、課題及び今後の展望について

#### ①各事業の成果及び課題について

各事業とも利用率は大幅に上昇しており、地域の障害児支援に大きく寄与していると考えられる。しかし、定員を超える利用希望もあることから、待機している方への支援等について、今後の課題となっている。また、保育所等訪問支援事業については、利用率が極端に低いため、事業内容の周知をより一層行う必要がある。

#### ②今後の展望について

開設後約 3 年を経過し、事業の安定的な運営が可能となっている。しかし、「きらり」の認知度向上に伴い、利用希望者数も大幅に増加しているため、受入枠及び待機者への支援等について検討する必要がある。

また、「きらり」が蓄積した知識やノウハウを発信していく機会を今以上に増やすことで、地域全体の理解・啓発に貢献していくことが求められる。

### (5) 委員からの意見

Q. 部屋の機能は充足しているが、数がやや少ないと感じた。広汎性発達障害に対し、どの程度の支援ができているのか。

A. 外来訓練は 100 名を超えており、その中の 3 分の 1 ほどは、知的に問題

はないものの、幼稚園等において集団行動ができない等の問題がある児童である。このことについて、巡回ではないものの、幼稚園等から連絡があれば連携し、支援を行う者に対する研修も行っている。また、放課後等デイサービスに通う児童 50 名のうち、20 名ほどについても同様であるが、支援の内容については保護者の理解も含めて課題がある。

Q. 療育の効果により、通常学級に通うようになった児童はどれほどいるか。

A. 通園に通う児童は、その大半が特別支援学校へ進学しているが、幼稚園、保育園に通いながら外来訓練を受けていた児童の多くは、通常学級に通っている。また、外来訓練に通う児童の半分以上が放課後等デイサービスにつながっている。

Q. 療育の成功率は高いと推察する。1日の見通しスケジュール等があることにより、児童も落ち着くと考えるが、支援の手法につき学校との連携はとれているのか。

A. 教育委員会とも協議し、学校との間で会議を開催するところまでは進んでおり、教員も相談に来ている。しかし、課題について一緒に取り組むというところまでは進んでおらず、これから進めていきたいと考えている。

Q. 職員の数はどれほどか。

A. 正規職員については、11 名ほどおり、現場には、通園部門に 7 名、放課後等デイサービスに 3 名職員がついている。また、臨床心理士は 10 名、作業療法士が 5 名おり、1日に 2 人程度の配置となっている。その他、言語聴覚士が 2 名、理学療法士が 1 名でいる。

Q. 理学療法士は 1 名で十分なのか。

A. 十分である。また、人財確保も困難である。

Q. 放課後等デイサービスのクラス分けはどのようにしているのか。

A. 曜日によってある程度タイプを分けており、通常学級に通う児童と支援学級に通う児童は同時には見ていない。支援学級に通う児童は小集団に慣れているが、通常学級に通う児童は集団行動が困難である等、抱えている課題が異なることによる。

Q. サービスの待機は多くあるのか。

A. 放課後等デイサービスについて、週のほとんどを当施設で利用したいと

いう保護者もおり、待機がある状態である。また、親子通園においても、乳児の段階から預けている保護者もおり、現段階でこれ以上の受け入れができない状態であるが、保育園、幼稚園、または通園部門へのつなぎとなる段階に当たるため、多くの待機がいる。

Q. 本市では、外来訓練を受けられるのが2カ月に1回程度という実態があるが、小金井市では、どれほどの頻度で受けられるのか。

A. 小金井市でも、以前外来訓練の待機が発生し、その解消が大きな課題であった。現在、月3回程度の外来訓練を受けることができるが、幼稚園へ行くために欠席するというケースも多くあり、対応について考えなければならないと感じている。

Q. 公立保育園等に対して、療育の考え方等の周知、啓発は行っているか。

A. 保育所等訪問支援事業や、園との個別の相談の中で行っている事例はあるが、定期的な巡回は困難である。そのため、当施設において、専門職向けに年4回程度、市民向けに年2回程度の研修を行っている。また、支援者である幼稚園、保育園の職員向けの研修も年2回程度行っている。

Q. 作業療法の中で、重視しているトレーニングは何か。

A. 感覚統合を中心に行っている。

Q. 施設面での困りごとはないか。

A. 玄関の奥に待合スペースが必要であったと感じている。また、職員室が不足しており、容易に相談ができないため、必要な報告が伝わらなかったというケースもある。現在は、テレビモニターにおいて1、2階の様子を常時確認しながら対応している。その他、個人情報の管理に当たって、個人のカルテの収納場所に困っている。市民との意見交換会を18回にわたり開催して立ち上げた施設であるが、当初は自立生活支援課が中心ではなかったこと、時期的な問題から、意見交換会の前にはすでに大筋の設計ができていたことが要因の一つではないかと感じている。

Q. 相談支援シートは活用しているか。また、活用にあたって工夫している点はあるか。

A. 市民との意見交換の内容に基づき、「さくらシート」を作成、活用しており、当施設を利用する際には、必ず渡している。保護者にとっては相談の

度に一から話をする必要がなく、有益であると考えているが、従来からの手法を尊重しているために「さくらシート」を使用しない学校や事業所もあり、さらに浸透を図っていく必要がある。当施設では、「さくらシート」、発達検査の結果、支援計画等を1冊のファイルにして保護者に渡し、活用を促している。

Q. 本市でも相談支援ファイルがあるが、児童が特別支援学級と普通学級の双方に在籍した場合、教員間でも連携がうまく図れていない。施設間の情報共有のツールとなることを望むが、学校が預かってしまうなど、効果的に機能していないと感じている。小金井市では、「さくらシート」は基本的には保護者が保管しているのか。

A. 基本的には保護者の保管としている。

#### (6) 所感

小金井市では、児童発達支援センターを新設するに当たり、庁内関係課で構成されるプロジェクトチームによる検討のほかに、全18回の発達支援意見交換会の中で直接市民と意見交換を行い、現在の「きらり」の事業の根幹となる「小金井市児童発達支援センター事業詳細計画」を策定した。当委員会は、実際に「きらり」の現地を視察したが、マジックミラーやカーテンなど、細部にわたるまで工夫が凝らされ、訓練室等各部屋の機能としても充実しているとの印象を受けた。しかし、一方で職員室の不足により、各職員間で即座に相談、連携がとりにくい環境にある、待合スペースがない等の施設面の課題についても確認したところである。これは、設立当初は保育課が中心となって取り組みを行っていたこと、市民との意見交換の前には、施設の実施設設計が概ねできあがっていたことによるという。

専門職の数は充実しており、外来訓練を経て通常学級に通えるようになった児童も多いと推察される。各事業とも大幅に利用率が向上しており、地域の児童の発達支援に大きく貢献していると考えられるが、その分待機も増えており、今後の対応について検討が必要であるとのことである。また、児童発達支援にかかる知識やノウハウの理解・啓発を進めるべく、当センターの主催により様々な主体に対して研修会を実施しており、市における児童発達支援の拠点として

の意気込みが感じられた。

先述のように、事業に当たる上で施設面での使いづらさもあること、また、途切れのない支援に向けた教育機関等との連携については、まだまだ発展途上であるといったことが現場の感想として述べられ、成果とともに課題も確認することができた視察となった。本市においても、あけぼの学園の移転整備に当たっては、平成 27 年 11 月定例月議会における請願の採択もあり、あけぼの学園を利用する保護者等の意見も聞きながら事業が進められている。利用者等の声に最大限応えることに加え、小金井市を初めとした他自治体における取り組みの成果や課題も踏まえて事業に取り組んでいく必要があると考える。今回の視察で確認できた成果や課題も参考に、新しいあけぼの学園が、本市の児童発達支援の拠点として、児童、保護者にとってよりよい施設となるよう今後の議論を深めていきたい。